

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 6 番 へんみ 圭 二 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第 59 条第 2 項の規定により質問通告書を提出します。

記

行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 福祉行政	1 認知症とともに安心して暮らしていけるように 【足立区版認知症条例の制定を】 認知症に関する施策を推進することを目的とする条例を制定する地方自治体が増えている。 2017 年、愛知県大府市が「大府市認知症に対する不安のないまちづくり条例」を全国に先駆けて制定させた。 現在では、20 を超える自治体が認知症に関する条例を制定している。また、国も 2023 年には「認知症基本法」を成立させた。 都内では、令和 2 年に「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」が制定され、同年の足立区議会においても複数の議員から「当区でも条例制定を検討してはどうか」と質問があった。 「国の法整備が遅れており、国や他の自治体の動きを注視しながら、条例制定の必要性を見極め、検討する」との答弁であった。 法が整備され、他の自治体にも条例制定の流れが広まる中、認知症に対する理解を促進し、当事者が地域社会の一員として地域づくりに参画できるよう、認知症に関する条例を制定すべきと考えるが見解を問う。 【当事者を傷つける「徘徊」という言葉】 辞書では、徘徊の意味を「目的もなくうろうろと歩き回ること」としている。 しかし、当事者からは「散歩や買い物の途中で道がわからなくなったりするが、目的もなく歩き回っているのではない」との声もある。 「徘徊」は認知症ではない人の視点から認知症の人を表現した言葉であり、必死になって道を探している人を「徘徊」と表現している限り、「認知症の人は困った人」という印象ばかりを与え、認知症の正
	2 月 1 4 日 午前・午後 9 時 4 5 分受付 質問時間 1 5 分

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	しい理解は社会に広まらない。 朝日新聞では、2018 年から「徘徊」の言葉を使わず「外出中に道に迷う」などの表現に変えている。 また、「徘徊」の表現を見直す自治体も出てきている。 一方で、「徘徊」という表現は介護施設で頻繁に使われており、現場では「徘徊という言葉でなければ緊迫度が伝わらない」との意見もある。 たしかに業務上、使わざるを得ない表現なのかもしれない。 しかし、その言葉に傷つく人がいるのであれば、認知症当事者の尊厳を大切にすべく行政としては見直すべきではないか。 「徘徊」という表現を改めることについて見解を問う。 【GPS での検索システムを月額料金で使いやすく】 足立区で「徘徊」という言葉を使用している事業では、「徘徊高齢者位置検索システム」がある。 認知症の高齢者を介護する親族が位置検索システム事業者と契約する際の加入料と検索料を助成する事業だが、5 年間で加入が 10 件、検索は 0 件と利用者がほとんどおらず、見直しをすべきだと今年の第 3 回定例会で質問した。 「警察との連携や現在の利用実績の低さに関して要因を特定し、令和 7 年度に向けて見直しを図る」と答弁していたが、どのように要因を特定しているのか問う。 足立区の「徘徊高齢者位置検索システム」は、加入料 5,250 円、検索料月 1,500 円を助成上限額としているが、23 区の同様の事業を全て調べてみたところ、渋谷区月 200 円、中野区月 600 円、板橋区月 800 円など月額料金でわかりやすくしている区もある。 足立区も月額料金でわかりやすいシステムにすべきだが見解を問う。 また、以前の質問でも取り上げたが、高崎市の同様のサービスでは、介護者が捜索に行けない場合に警察が位置情報を基に保護を行えるように警察と協定を結んでいる。 足立区においても警察と協定を結ぶべきではないか問う。 【行方不明者の捜索に行政の力を活かそう】 以前、「認知症の身内が散歩に出て見つからない」との相談があり、行政として何かできないかと危機管理部に話をしたところ、青パトに情報を共有してもらったことがあったが、足立区として捜索に協力で

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	きることはあまり無い。 徘徊高齢者捜索情報ネットワーク事業では、介護事業所に捜索情報を提供しているが、さらに捜索の目を増やす必要がある。 渋谷区では、認知症により行方不明になるおそれがある方の情報を事前に登録し、万が一行方不明になったときに、協力者（おかえりサポーター）にメールで情報提供し、いち早く発見・保護に繋げるおかえりサポートメール（通称おかさぼメール）を行っている。 日本有数の繁華街である渋谷区では実績があまり無いとのことだが、足立区にこそ必要なサービスである。 メールや LINE を活用し、足立区でも同様のサービスを実施すべきだが見解を問う。 東京都では、警察や認知症サポーターとの連携、GPS の活用などの早期発見のネットワーク構築を推進すべく、「認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業」を行っている。 この事業を活用し、さらなる充実を図るべきと思うがどうか。 【認知症の早期発見早期治療に向けて】 足立区の認知症検診は 70 歳のみが対象であり、他区の状況を調べると葛飾区は 68 歳から 75 歳が対象、豊島区は検診を希望する 50 歳以上の区民も対象とするなど、幅広い年齢層を検診の対象にしている区も多い。 新年度予算案では、多くの高齢者が気軽に楽しみながら介護予防や認知症予防に取り組めるようにするため、足立区第 2 の LINE 公式アカウント「あだち脳活ラボ」を立ち上げるとしている。 あだち脳活ラボの「もの忘れチェック」で認知機能の低下の疑いがあると判定された 50 歳以上を認知症検診の対象者に拡大することは評価するが、若年性アルツハイマーは 40 代で発症する可能性もあるため、対象者の年齢をさらに拡大すべきではないか見解を問う。 様々な理由から LINE を使いたくないという区民もいるため、あだち脳活ラボを経由しなくても認知症検診が受けられる体制を作るべきだが見解を問う。 【認知症当事者も家族も安心して暮らし続けられるように】 荒川区では、昨年 12 月から認知症高齢者などの個人賠償責任保険を開始した。 故意ではない事故で損害賠償責任を負った場合に補償される保険で、申請が通れば荒川区が保険料を支払うので自己負担がない。

6 番 へんみ 圭 二	
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	増加の一途を辿る認知症当事者と、その家族が安心して足立区に住み続けられるように同様の保険を導入すべきではないか見解を問う。 【特養整備方針の見直しに議会は関わらせないのか】 特別養護老人ホーム整備方針の見直しを行っており、新たな整備方針が3月に公表予定である。 見直しにあたり関係各所からアンケートを募り、部内で整備方針を練っているとのことだが、検討状況が議会に示されることは無かった。 途中経過を報告し、住民の代表である議会の意見を取り入れるべきだったと思うが見解を問う。 【多床室3割の壁をいかに打破するのか】 定員の3割を超える多床室の整備も補助対象となるよう都に補助基準の緩和を訴えるべきと以前から主張してきた。 昨年10月には、都知事と区市町村長との意見交換の場において、近藤区長は都知事に直接要望された。 足立区も23区も多床室希望が6割を超えており、足立区だけの問題ではないと説明されたが、都知事からは「都有地の減額貸付や建築費高騰対策として物価スライドの導入などを行っており、これからも着実に特養の整備を推進していく」という、聞かれたことに誠実に答えない小池都知事らしい回答であった。 副知事からも「国が令和12年度までにユニット化率を70%にすることを目標にしており、都も国の方針を基本にしている。低所得者もユニット型を低廉な居住費負担で利用できる仕組みを国の責任において構築するよう要望している」との回答であり、多床室3割の緩和を行う考えがないことが明らかになった。 「多床室3割の壁」の打破は今後の特養整備において必要不可欠であるが、国も都も緩和の意欲がない中で区として今後どのように多床室を増やしていくのか見解を問う。 現場からは「国も都もやらないのであれば、足立区独自の補助金で多床室の割合が高い特養を整備すべき」という声も聞こえてくるが見解を問う。 年に5回開催の入所検討委員会では、場合によっては3か月待たなくてはならなかったが、開催を増やすべきと提案し、昨年12月からは年12回の開催となった。効果や今後の課題について見解を問う。

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
2 産業経済行政	2 足立区の経済政策は合理的で効率的なのか 【5 億円削減の謎】 新年度は、キャッシュレス決済還元事業に代わる新たな消費喚起策として、PayPay 商品券事業を 9 億 6 千万円の予算で実施する予定である。 今年度のキャッシュレス決済還元事業は 14 億 4 千万円を超える予算であり、比較をすると 5 億円近い減額となっているが減額の要因は何か問う。 【最小ではなく最大の経費をかけるレシート d e 商品券事業】 レシート d e 商品券事業は、高すぎる事務費、多発する処理ミス、レシートの転売など様々な課題があるため見直すべきと指摘をしてきた。 事務費を 6 千万円削減すべく、来年度はスタンプの廃止、区内全店舗を対象化、申請費用の自己負担化などの変更案が示されたが「さらなる改悪でありモラルハザードを引き起こす」と指摘をした結果、事業形態はほぼ元に戻った。 改悪は免れたが、依然として高すぎる事務費やレシートの転売、複雑すぎる処理などの問題は全く解決されていない。 昨年の第三回定例会の代表質問にて、レシート d e 商品券事業の効率性を問うと、「スマホを持たない高齢者でも参加できるよう現在の制度設計としているため、効率性はよくないと考えている」と開き直ったような答弁をしている。 地方自治法では「最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなくてはならない」とされており、効率性がよくないことをわかっていながら事業を実施することはあってはならないと考えるが見解を問う。 来年度のレシート事業も、2 億 5,000 万円の商品券を配るために事務費として 1 億 8,800 万円もの税金が株式会社エイチ・アイ・エスに支払われる。 事務費の削減に向けていかなる努力をし、新規店舗の開拓費用以外でどのような削減ができたのか問う。 仕様書には、本人が支払いをしたレシートであるかを審査となっているが、全ての送られてきたレシートが本人の支払ったレシートなのかをどのように確認するのか問う。

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	今年度のような処理ミスが多発は許されるものでなく、来年度は絶対に処理ミスを起こさない体制を構築できるのか、どのような対策を取るのか問う。 また、処理ミスが発生した場合は事業者だけの責任とは言えないと思うが、委託者としての責任は誰がどのように取るのか問う。 【経済の専門家による政策立案を】 区の行う経済施策の根源的な問題は「専門的知見の不足」ではなかろうか。 2021 年の「あだち 30 商品券事業」では購入上限を設けなかったために、100 万円以上も購入する大口購入者が何人も現れてしまい、656 万円分の購入者にはプレミアム分として約 200 万円もの税金が付与されることになってしまった。 事前に担当課に「上限を設けなければ大量購入者が出てしまうのではないか」と忠告したものの、そのまま実施し、さもありなんという結果になってしまった。 この問題について議会で質疑をすると、「まさかこんなに大口購入者が出ると思っていなかった。想定し得なかった使用方法があった」との見解であった。 「区内だけで検討するのではなく、様々な専門家の意見を聞くべきではないか」と問うと、副区長は「もっと幅広くいろいろな専門家の知識ですとかそういったものを聞いて判断すべきだったというふうに考えております」と答弁している。 複雑化する経済社会において真に効果的な経済施策を打ち出していくためには、経済の専門家の知見を活用していくべきであると考えが見解を問う。 【あだペイを導入しよう】 新年度予算案で掲げられている PayPay を活用したプレミアム付きデジタル商品券は 20%のプレミアム率である。 一方、「ハチペイ」というデジタル地域通貨を使用している渋谷区では、現在、50%のプレミアム率でハチペイデジタル商品券が販売されている。 区は、地域通貨について「世田谷区、板橋区、渋谷区の情報を収集しており、3 区とも決済手数料も含めたランニングコストの負担を課題として捉えている」との認識を示している。 しかし、レシート d e 商品券事業にあれだけ莫大な事務費をかけて

	6 番 へんみ 圭 二
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
	いるのであれば、デジタル地域通貨に移行していくべきである。 付与したポイントが区内のみで循環するため、区内経済の活性化に寄与するだけでなく、利用データが可視化され消費傾向の分析が可能となり、より効果的な地域振興策の立案にも繋がる。 また、登録費用や振込手数料がかからず、中小企業には決済システム利用料もかからないという点も区内企業にとって大きなメリットである。 渋谷区では、2020 年度に PayPay を使ったキャンペーンを計 3 回行ったものの、複数の課題が散見され、今後同じことを継続していくのは厳しいということで、ハチペイを 2022 年 11 月にスタートさせた。 やる気があればスピード感を持って実現させることは可能である。区内経済の活性化に向けてデジタル地域通貨としてあだペイ（仮称）の導入を進めるべきだが見解を問う。